

## 伊勢国村落の年中行事と豪農の生活 : 伊勢国三重郡八王子村を事例に

著者	藤谷 彰
雑誌名	三重大史学
巻	9
ページ	28-42
発行年	2009-03-31
その他のタイトル	Annual events and daily life of a wealthy farmer in Hachioji Village, Ise Province
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10076/10639">http://hdl.handle.net/10076/10639</a>

# 伊勢国村落の年中行事と豪農の生活

—伊勢国三重郡八王子村を事例に—

藤谷 彰

はじめに

本稿は、伊勢国三重郡八王子村を対象にして、村落での年中行事やそこに居住した豪農の日常生活の様相を明らかにするものである。

村落を対象とした研究は、一九五〇年代後半の高度経済成長の進展による社会構造の変化、村落共同体の解体などの進行とともに展開されていった。しかし、その内容は、村請制論・本百姓論・年貢諸役論など、いわゆる領主との関係や村落内での階層構造などの分析、事件など村での非日常の有り様を解明することに重点が置かれていた。そのため、そこに居住する村民の仕事や娯楽などの日常生活の様子、年中行事など儀礼や信仰、さらには村落内での人々の交流や文化活動に焦点を当てた研究は少なく、このような研究は、民俗学分野からのアプローチがほとんどであった。

そんな中、研究の多様化や史料整理法の変化などにより、一九八〇年代以降、村落生活史の研究が行われるようになってきた。例えば、高橋敏氏の上野国の一村落を事例とした、近世の村落生活や文化に焦点を当てた研究<sup>(1)</sup>、大藤修氏の関東村落を事例に村人のライフサイクルにも注目した論考<sup>(2)</sup>、木村礎氏の茨城県西部を対象とした村落景観研究及び村落生活史研究<sup>(3)</sup>、さらに、定兼学氏の岡山藩領域の農漁村・都市

をフィールドとした生活文化に関する研究<sup>(4)</sup>などである。これらは、いずれも人々の生活や年中行事など日常に焦点を当て、いわゆる民俗学・社会学の論点を加味したものである。

また、本稿の関係から、日記を用いて農民の生活や年中行事など、日常の様子を表したものに、水本邦彦氏<sup>(5)</sup>、大藤修氏<sup>(6)</sup>、藪田貫氏<sup>(7)</sup>の論考がある。さらに山本光正氏<sup>(8)</sup>、成松佐恵子氏<sup>(9)</sup>は、日記を素材に、いわゆる私文書を駆使して一村落の日常は勿論、非日常まで含めたトータルな論考を発表されている。

本稿では、伊勢国八王子村の年寄であった小林家<sup>(10)</sup>の「出入日記帳」をもとにして、年中行事や農民の日常生活などに焦点を当て、近年の民俗学・社会学での成果も意識しつつ検討を進めていきたい<sup>(11)</sup>。ただ、あくまで事例紹介であり、今後、このような事例が蓄積されていくことを期待したい。

## 一 八王子村の村況と小林家文書について

### (一) 支配者の変遷と村況

まず、分析対象となる伊勢国八王子村の概況を見てみよう。八王子村は、文禄三年（一五九四）には、岡崎城主田中吉政の支配<sup>(12)</sup>、慶長六年（二六〇一）には、本多家支配の桑名藩領<sup>(13)</sup>となり、それ以降も藩主の交代はあったが、文政六年（一八二三）まで桑名藩領<sup>(14)</sup>だった。

文政六年に桑名藩主であった松平忠堯が武蔵国忍へ転封したことによって、八王子村は忍藩領の飛地となり、さらに、天保十三年（一八四二）には、水野忠邦の天保の改革によって上知され、信楽代官多羅

尾氏管轄の幕領となった。幕領は弘化三年（一八四六）まで続き、忍藩の支配地替えに伴って、同四年八王子村は再び忍藩領となり、明治維新を迎えることになった。

この間注目されることとしては、近世中期から八王子村の庄屋であった豊田氏が大庄屋や代官に取り立てられ、桑名藩領三重郡筋支配を行っていたことや弘化四年（一八四七）から八王子村を含む三重郡の七か村が忍藩領となったことで、八王子村に「八王子村御用所」が置かれたことである。

次に八王子村の概況を宝永八年（一七一）「八王子村指出し帳」から見よう。「村指出し帳」では、八王子村の石高は四八四石四斗一合、総面積は四六町二反七畝、田畑の割合は田が三八六石二斗七升三合、三三町二反五畝二八歩、畑・屋敷は九八石一斗二升八合、一三町一畝二歩、その割合は石高比で八〇対二〇、面積比で七二対二八となり、田方勝ちの村であった。特に下田、下々田が村の田方の六〇%を占めており、畑方も同様で下々畑、下田の割合が高い村だった。

村に課せられた租税等に関しては、山手米、夫米、口米、麦、稗、大豆、畑方金、餅粉、草代銀、藁、刈大豆葉、すぐり藁、夫金、茶代、渋代、助馬金、小竹などが課せられていた。当時の家数や人数は、家数一一五軒、人数五七九人、本百姓六六軒、三七一人、名子、水呑百姓が四九軒、二〇八人で、この地域の平均的な村の様相を呈する。

## （二）小林家と「出入日記帳」について

今回の分析にあたり、幕末期に八王子村の年寄であった小林家に所

蔵されている文書の「出入日記帳」を用いる。その日記は横帳形態の冊子で、安政六年（一八五九）、明治二年（一八六九）、同六年、十二年分が残されている。本稿では、紙幅の関係もあり、小林藤十郎の筆による安政六年分を中心に分析を行う。

まず、「出入日記帳」の冒頭部分を示してみると、

### 〔史料一〕

未年始り

元日晴天也、近年ニ不覚稀なる上天気也、今年ハ村方も殊之外早く年礼為相済、吉川同道ニ而谷三ヶ村江礼いたし、東日野瓦屋庄助殿時冬苗字他所帯刀御免ニ相成候間、予も年礼ニ行。

二日晴天也、今日者早朝書初いたし、其後豊田主人とい基相戦いたし申候。

（中略）

五日晴天也、夜前少し雨降今朝快晴いたし、宗左衛門方・儀左衛門嫁取いたし候ニ付、家内之口よはれて行。

出 式朱ト式刃五分

宗左衛門へ折代

出 老朱

信濃屋へ祝儀

出 老分

作七へわ板代遣し

入 老両

水沢忠左衛門車運上

（後略）

とある。この日記帳は、表題に「出入日記帳」とあるように、①金銭出入の勘定帳と②日々の日記とが合わさったものである。天気の記事から始まり、毎日の出来事が記されている。日によっては金銭出入勘定も書かれている。したがって、ここからは小林家の金銭出入勘定の

様子は勿論、小林家の日々のくらしがわかるのである。さらには小林家を取り巻く地域社会の様相もつかみとることができる。ただ、記述の中には「晴天也」（正月十八日条）のような天候に関する記事のみの箇所もある。しかし、天気の記事は、毎日の出来事を書き記す前に必ず書かれている。それは小林家を含む農民の生活にとって重要な意味があったからである。<sup>(20)</sup> また、年末に近づくにつれ、貸付金や借入金の精算等、金銭出入りに関する記述が増えていることも特色である。

さらに、日記は通常、役務に関して書かれる公的日記と私的な立場から書かれる日記があるが、この日記はその内容などから私的立場から書かれたものである。

## 二 村の年中行事と生活

この章では、第一章を受けて八王子村の年中行事やそこに居住した年寄小林家の生活の様子について検討してみたい。

### (一) 八王子村の年中行事

#### 1 村の休日

先行研究によって、江戸時代の休日は、農事や祭礼など村の慣習や行事に合わせて各村で決めていたこと、地域により差が見られることなどが明らかにされている。例えば、美濃国西条村では年間約二十五日<sup>(21)</sup>、信州地域では三十〜八十日<sup>(22)</sup>であったとの報告もある。また、紀伊国大俣村では幕末期に十六〜十九日<sup>(23)</sup>だった。

八王子村の場合は、「出入日記帳」で確認してみると、四月十七日に「今日村方休日也」、五月二十七日に「当村野上り休ミいたし」、十一月二日に「今<sup>(日祝)</sup>村方休日也」と三日間の休日が記されている。これらは雨天による休日ではなく、農事仕上げの休息という意味合いの休日であった。

しかし、実際にはほかにも休日があると思われる。例えば、二月五日の初午祭の日は、社参をし、稲荷様へお供えをしたり、客といっしょに飲酒をしている。また翌日は終日雨が降ったため、来客と囲碁をしている記事が見られ、この二日間は休みだった可能性がある。七月二日は曇りだったが、来客があり「終日遊び居」とある。七月十七日は「次盆」で、酒を買って村人に呑ませ、自身は豊田氏と終日囲碁をしている。この二日間も休みだったのではないかと思われる。

このように、八王子村の場合、農事に関連した労働休日の三日間のほかに、村の祭礼や天候との関連で何日がか休日となっていたのである。<sup>(24)</sup>

#### 2 村の祭と行事

次に八王子村にあった祭行事について検討してみよう。

まず、祭に関しては、前述したように二月五日に「初午祭」があり、小林家はその日社参をし、身内に厄年の女子がいたことで、厄祝いととして稲荷様に酒・赤飯などを奉納している。<sup>(25)</sup>

七月十四日は「若者供段々増長いたし居候二付、おとり之儀者今夕為相見合候」と踊りを延期している。翌日には「今夕おどり為致、若者供十人計豊田へ呼出し、平生心得方申付候事」と、夕方に踊りをし

ているが、若者たちを庄屋（豊田）宅へ呼び「平生心得方」を申し付けている。ここからは若者たちが祭の主体であったことがわかるとともに、この時期村の規律を乱す存在でもあったのである。七月二十日には「山神祭」を行い、翌日夕方に「次祭り旁おどり計りいたされ」と山神祭にちなんだ踊りが行われた。

八月十二日には雨天のため「のぼり建て」が中止となったが、その日には東日野村の獅子舞の若者が来たので、彼らに酒二升・切手（お金の一種）を振る舞っている。のぼり建ては翌十三日に終わり、提灯を灯した。さらに十四日の夕方には「宮様へ上ていちないたし、若者おどりにいたし」と神社へ提灯を灯し、若者たちが踊りをしている。八王子村の祭礼は二月の初午祭と七・八月の山神祭や盆踊りが中心であった。

### 3 流行病

安政六年は流行病の当たり年だった。流行病にはコレラ・麻疹・傷寒・疱瘡などがあるが、この年はコレラが流行し、各地で安全祈願の祈禱が行われた。<sup>(26)</sup> 八王子村でも八月二十七日に「此頃ころり病流行二付当村江古市場神主頼氏神へ御祈穂相掛り、今日より七日御頼申上候」と、神主を頼み、氏神へ七日間の祈願をしている。祈願の終わった九月四日には、「今日流行病除之御祈禱七日め而古市場神主相頼、氏神江御きとう、一統参場致し宮様にて酒壺斗五升地下中へ為吞、銘々御札受、又村端へも御札立申候」と、祈禱始めと同じ神主を頼み、氏神様へ村人一同が参詣し、そのあと神社で酒一斗五升を村人たちと呑み、さらに銘々が村端へ祈禱札を立てに行つた。なお、八王子村では

コレラによる死者はでていないが、近村では死者が出た。その際にはお悔やみを差し控え、追つてお悔やみにいったことが記されている（九月十一日条）。

### 4 土地（株田）の割り替え

桑名藩では近世中期、奥平松平氏入封後から土地の平均化を目的に、土地の一部を村人同士で交換する土地割り替え制度が行われていた。これを「株地制度」といった。<sup>(27)</sup> 八王子村でも、日記の中に株地割に関する記述が見られる。<sup>(28)</sup> 忍藩領の村々でも、それが継続されているのは、領主（大名）が同じであるために、桑名藩時代の制度が引き継がれたためであろう。

その作業は、安政六年の場合、八月六〜九日頃まで四日間実施された。その記事を取り上げてみよう。

（史料二）<sup>(29)</sup>

八月六日今日村方一統株替いたし候二付、豊田二而集会いたし。

（下略）

八月七日晴天也、今日も株かへ二付地下方へ出、集会いたし、今日ならし丈相済。

八月八日此頃長瀬日和二なり、夜前頃夕立いたし、今日予ハ地下二而三役人寄合いたし、株田わり合相談いたし。（下略）

八月九日夜前夕立いたし、大こん上しめり也、今日もくもり、少し雨ふる、予ハ地下へ出ル。（下略）

また、明治二年（一八六九）には、八月九〜十三日にかけて、その記事が見られる。

〔史料三〕<sup>30)</sup>

八月九日晴天也、今日村方株ならし始ル、四日市西町くしや田地一件ニ付来ル。

八月十日晴天也、地下へ出ル、株ならし也、是迄ニならし、昼後六人役案内ニ而口伐りニ行、役人ハ田方割合いたし。

八月十一日雨天也、予地下へ出ル。

(中略)

八月十三日少々夕立日也(中略)昼後村方株田くし引いたし、予出勤致し。(下略)

八王子子村では、幕末〜明治初期には八月に土地の割り替え(株替)を行っていたことがわかる。その作業は、「株ならし」(土地の平均化作業)をし、そのあと「くし引」によって「株田」を割り当ていたのである。<sup>31)</sup>

(二) 小林家の地域活動と生活

ここでは、村役人としての小林家、及び小林家の日常生活の様子を捉えてみたい。

1 村役人としての活動(表1)

小林家の村役人としての仕事は、正月元日に村方の年頭挨拶を受けることから始まる。そして「谷三ヶ村(室山・西日野・東日野村)への年頭挨拶をしている。十日には「大矢知御組三人廻在被致、八王子御昼口也」と大矢知組三人の廻在の世話をしている。二月には三日

表1 村役人としての活動

月	事項(事項の前は日付)
1	1. 年礼/8. 村方物極/10. 大矢知組三人廻在/13. 宗左衛門身代相談
2	3. 帳面拵え/23. 24. 羽木村金談一件、年賦金勘弁
3	26. 運上金相談
4	7. 地下方宗判取/19. 室山村法蔵寺棟上式
5	29. 大水川見分
6	1. 大水川見分
7	9. 早稲米年貢振り込み取引/14. 谷へ礼/15. 若者平生心得方申付
8	4. 盗物一件大矢知行/6~9. 村方株替え/23. 頼母子休み願受け/29. 積立講取り集め
9	13. (14). 地下中道作り立ち会い/19. 橋金算用/29. 頼母子休み頼み参り
10	21. 六人衆不作願/22. 地下不作願相談
11	1. 米計り/8. 地下米計り/19~21. 地下算用/25. 26. 30. (地下算用カ)
12	1. 未進詰め/5. 地下過米渡し/12. 水沢村一件相談/18. 免状貰いに大矢知行く/19. 高役金取り集め/24. 地下にて講金割合

〔安政6年出入日記帳〕による。9/14は小林氏は風邪のため欠席、11/25. 26. 30は「地下へ出る」とあるが、年貢算用か。

に帳面拵え、二十三・二十四日に羽木村の甚左衛門の年賦金の相談や減額を行っている。

三月には運上金の相談をし、四月七日には「宗判取」と宗門人別改帳の判取りに立ち会い、十九日には室山村法蔵寺の棟上げ式に招かれ、酒飯などをごちそうされている。

五月晦日〜六月一日かけて、晦日の大雨による川の増水のため、村人とともに川見分に出向いている。この年の大雨は大事に至らなかった。小林氏も「安心仕候」と、ホツとしている様子<sup>32)</sup>がうかがえる。

八月には、盗品の一件で忍藩の大矢知役所へ出向き、また、前述したように六〜九日の四日間で、土地交換作業である「株替え」

を村役人・村人ともに行っている。九月十三・十四日には、一日だけ瀬古道作りの立ち会いをしている。

十月には、米収穫後ということもあり、村方の不作願いの相談をしている。十一月上旬には年貢米納入が本格化したこともあり、米計り作業の立ち会いを、下旬には年貢米算用を行っている。

十二月に入り、未進米・過米の算用をし、十八日には「免状」（年貢割付状）を大矢知役所へ貰いに行き、翌十九日には村人の所持高に對して課せられた「高役金」の徴収を行っている。

小林家の村役人役務の中心は、庄屋と協力の上で、年頭挨拶のような儀礼、耕作地交換作業、村方へ課せられた年貢米納入・算用事務であり、藩と村の仲立ちする役務を担っていた。

## 2 農業経営

この項目では小林家の農業経営を見ていく。この事例は、小林家の農業経営の様相であるが、日記には「今日中二而当村一同田植いたし」（五月二十二日条）のような記事も見られ、村と個人は水の問題や村の慣習などと深いつながりが見られ、したがって、この項目は八王子村農民の農事にも通じるものでもある。

小林家の農作業は自作農の部分もあるが、基本的には人を雇用して耕作させるもので、地主として経営を行っていた。小林家には常時の奉公人と農繁期のみ雇われる人がいた。<sup>(3.3)</sup>

さて、「出入日記帳」から小林家の農事に関する記事を、月毎（旧曆）に抽出したものが表（2）である。ここでは、田・畑・山作業(3.4)に分けて見ていく。

田の作業は、三月下旬の苗場作りなど田植え準備から始まり、四・五月には田植えを行った。六・七月には田の水かえをし、そして、九月に稲刈りを行っている。概ね春・秋にかけての作業が中心であった。畑作業は、一年を通じて作物栽培に必要な肥え入れや土入れ作業及び野菜等の栽培であった。その作物は季節により異なるが、茶・芋・菜種・たばこ・豆・唐黍・茄子・大根・ねぎなどであった。山作業は、田の作業が終わった十一月～三月の冬場が中心で、藪の手入れ、竹切り、下草刈、柴刈りなどであった。

小林家の農作業の特色は、田畑のほかに、藪・山があったことで多種多様であった。畑作はほぼ一年を通して行われ、田の耕作と山仕事(3.5)がセットとなっていた。また、七・八月は祭礼など年中行事との関連で比較的農作業にかかる時間が少なかったとの印象も受ける。

## 3 娯楽について

ここでは、小林家の当主や家族、そして奉公人の娯楽について検討してみよう。

まず、当主小林藤十郎の娯楽について目を引くのは、「囲碁」と「酒呑み」である。囲碁が好きだったようで、一年を通していろいろな人と対戦している。また、「酒呑み」も交流活動を手助けする意味合いもあったのか、来客相手に酒を酌み交わし、さらに祭の日などは村人にも酒を振る舞っている。

季節による娯楽は、一月「うさぎ狩り」、三月には家族連れで「桃の花取り」を楽しんでいる。四月には「演行」（演会(3.6)みたいなものか）、「小魚・小貝取り」をし、「室山之寺棟上二而家内皆連候て見

二行」と、隣村室山村法蔵寺の棟上式を家族連れで見物にいつている。

そして、この年の六月六より二十四日にかけて、その目的などがわからないが、京都山城へ旅行し、樋爪家に逗留している。

七月には「今日赤堀鈴木氏被参、終日遊び居れ」（七月二日条）と、どのような過ごし方をしたのかはわからないが、休日を楽しんでいゝる様子がうかがえる。

八月には、「相撲見物」「うなぎ取り」、九月には「大井田村の神事見物」「茸かり」などの記事が見られる。また、これらのほか木曳き、四日市祭、買い物などにしかけてゐる。

これらは、棟上式などの儀礼に関するものもあるが、そのほとんどは遊興目的であつたと思われる。農事や役務の合間にさまざまな遊びをしていたのである。

表2 小林家の農作業

月	田作業	畑作業	山作業	その他農作業、年中行事
1		7. 野畑肥え荷ひ/30. 枝谷畑肥え入れ	10. 13. 20. 21. 小矢場山下かり/25. 松葉荷い	
2		2. 茶木畑肥え入/15. 中間畑土入れ/21. 三味の切へこみ土荷	16. 藪見	5. 初午祭/25. そてつ植え/28. 石かけ直し
3	27. 苗場	1. いも種掘え/4. 奥畑耕作/5. 枝谷畑耕作/8. 井戸の下耕作/9. 茶木畑いも植え/20. いも種	15. 16. 孟宗竹垣/枝谷の藪師	
4	2. 小矢場田へ行く/3. 苗場肥え荷ひ/28. 小矢場田へ行く	2. 向山茶摘み/3. 茶摘み/ 12. 谷畑土手掃除/14. 中ノ畑豆まき/23. 茶摘み、畑見分/29. 井戸下麦師	1. 枝谷藪垣師/11. 藪見	6. いな池見分/17. 村方休日
5	15. 16. 向山田植え/18. 小矢場田植え/21. 22. 田植え/26. 小矢場田植え	1. 枝谷畑菜穂刈、奥畑溝北菜種刈/8. たばこ植え/9. 奥畑麦師、枝谷菜種もみ/12. 小麦かり/14. 柿の木元土寄/20. 唐黍植え/23. 奥畑草取り/24. 野畑芋さし		27. 野上り休み/29. 肥え荷ひ
6	26. 小矢場田水かえ	3. 畑へ行く/5. 井戸下耕作/30. 茄子畑草刈り、肥え付け	27. 野藪草削り	6~24. 京都山城逗留/(虫送り?)
7	18. 小矢場田へ行く	22. 奥畑へ行く/23. 小豆畑草取り、大根下拵え/24. 大根下拵え		15. 若者踊り/20. 山神祭/21. 次祭踊り/28. 麦つき/29. 豆こき
8		5. 畑へ行く/22. ねぎ植え/24. 豆釣りの根堀/25. 井戸下畑へ行く/26. 畑へ行く/27. 蕎麦へ肥え荷ひ		1. 豆たたき/2. 豆こき/14. 若者踊り
9	21. 秋師	14. 枝谷大根畑へ肥え付け/26. 27. 芋堀	8. 枝谷藪へ行く/12. 藪へ行く/13. 竹切り/15. 松木切り	
10	16. 小矢場秋師/18. 秋師/20. 向山田刈/22. 秋師/28. 井戸下田すき	1. 畑へ行く/3. 大根畑へ行く、肥え付け/6. 枝谷畑打ち/11. 小麦蒔き/12. 芋堀/13. 芋堀す		7. 臼すり/26. 臼すり
11		17. 18. 井戸下へ行く/24. 奥畑へ行く/29. 大根ひき	4. 孟宗藪へ行く/6. 井戸下へ行く/10. 孟宗藪肥え荷ひ	2. 村方休日
12		3. 枝谷畑へ行く/20. 野畑肥え荷ひ	4. 5. 7. 野藪へ行く/21. 22. 小矢場山師/26. 柴上ケ	

安政6年「出入日記帳」による。事項の前の数字は日付。



#### 4 信仰について

年中行事との関連で、小林家もさまざまな信仰に関する儀式を執り行っている。

その中で目を引くのは、神社仏閣への寄進や講演活動である。寄進については、二月一日に金三分を「室山法蔵寺へきしん」し、同月二十日には「白木村虚空蔵井開帳二付」金一朱を寄進している。また、講演活動については、「今日積立講演行」（二月二十九日条）、「今朝寺江御講二出ル」（六月二十八日条）、「寺江御講二出」（八月二十八日条）、「今朝御講二出ル」（九月二十二日条）等、一年を通じて旦那寺であった本誓寺の講に参加している。この場合の講とは、法会の意味であろう。<sup>(36)</sup>

また、これとは別に、十月以降十二月まで農閑期となったこと、「内山権七講」（十月二十七日条）、「平助元講」（十月二十九日条）、「羽木忠蔵講」（十一月十五日条）、「三太夫講」（十二月十八日条）など各種講が開催され、それに小林藤十郎も参加している。この講は、寺での講とは別の意味合いで、金融組合、相互扶助組織に類するものであったろうと推測される。<sup>(36)</sup>

さらに、行事やつきあひも含めて、初午行事・神社の幟立て、奉公人やつきあひのあった人の葬儀等への参列に関する記事もしばしば見られる。

#### 5 小林家と人々の交流

「出入日記帳」には、小林家に入入りした客の名前が多数記載されている。ほとんど毎日いろいろなところから客が訪れ、飲酒、話、囲

碁・将棋をしたりと交流が見られる。これらの来客は大まかに、親戚や奉公人、商売人、旅人、八王子村役人、文化教養人などに分けられる。それらの中から文化教養人と思われる人たちについて取り上げてみたい。<sup>(37)</sup>

日記には、「石丸先生泊メル」（二月二十三日条）、「ミ田槐川先生被参、予か方ニて泊メル」（五月二十四日条）、「主礼先生被参、豊田ニて泊り」（八月五日条）、「御口一見様御泊り」（十月七日条）、「東嶺様御見舞被下候」（十一月六日条）などの記述がある。<sup>(38)</sup>

また、時期は前後するが、七月二十四日には「今昼時分西山鎌井松石様被参、予方一宿被成候」、翌二十五日には「松石先生一日拙宅ニ遊び被居候処、夕飯後西山右迎参候二付、御帰り被成候」とある。この鎌井松石は、幕末から明治初頭にかけて医学・本草学の分野で活躍した人物である。<sup>(39)</sup>当時、西山に居住し、この二日間小林家に逗留していったのである。

さらに十月二十八・二十九日には、「今夕東都書家被参、予か方ニ泊メル」「今朝書家出立いたし」という記事が見られ、その詳細は不明ながらも書家を泊めたことがわかる。

小林家には多くの来客が入りして、一種の文化サロンを形成していた。その基底には、小林家の当主が文化的な知識や教養を主体的に受容できる人物であったことや小林家が上層農民で経済的に余裕があったことが大きく影響していたと考えられる。特に後者については、次章で金銭出入勘定を分析することで明らかにしていきたい。

## 三 小林家の経営

ここでは、安政六年「出入日記帳」から金銭の出入勘定について検討を行う。その方法は、金銭出入がその都度記載されているために、いくつかの項目を設定して分析を行う。<sup>40)</sup>

## (一) 出金 (表3)

「出入日記帳」に記載されている出金項目は、正月五〜十二月三十日まで三六九項目（淀での出金を除く）で、その額は金二九三兩三分と銀五六二匁二分九厘、及び錢七二貫四七八文である。この額を金・錢換算してみると、金三三三兩二分三朱と錢三二七文ほどとなる。<sup>41)</sup>

そして、これらの出金記載を①貸金、②利足、③給金、④手間賃、⑤小使、⑥講金、⑦寄進、⑧祝儀、⑨礼金、⑩物品、⑪食料、⑫文具、⑬肥料代、⑭薬代、⑮諸入用、⑯その他に分類して計算を行った。<sup>42)</sup> さらに、その他を除く各項目を大きく括り直すと、①②貸金関係、③④給金・手間賃関係、④⑤講・祝儀関係、⑩⑪⑬諸買物関係、⑮諸入用関係のようにまとめられる。

出金項目は、諸買物関係の支出が多く、次いで講・祝儀関係、貸金関係、そして、諸入用関係、給金・手間賃関係の順となる。諸買物関係では、衣料品・住居関連の物品が圧倒的に多く、次いで肥料代、食料品の順となっている。あえて、文具を別立てしたのは、小林家には文化教養人の来客があることから、文具等の割合をみるためである。<sup>43)</sup>

講・祝儀関係と貸金関係の割合は拮抗している。講関係は講への掛

け金に関する出金である。貸金関係は、小林家の財力を物語るもので、その用途まではわからないが、多くの人たちへの貸付金であった。また、諸入用関係については、運上金・高役金に関するもので村役人として、地下の立て替えのための出金であろう。最後に給金・手間賃関係であるが、奉公人を雇って農作業を行っていたことと関係ある。その費用であるが、七月・十二月に支払っており、給金や日用は半期毎に締めて支払っていたものと思われる。ただし、その額は人によりまちまちであった。<sup>44)</sup>

## (二) 入金 (表4)

入金項目については、正月五〜十二月大晦日まで二一五項目で、その額は金三三三兩と銀六二六匁九分、及び錢四五貫四八八文であった。ちなみに、この額も出金と同様、金・錢換算してみると、金三三三兩一分三朱と錢三四八文ほどとなる。

これらの入金記載を次のような項目に分類してみる。①返金、②利足、③手間賃、④路用、⑤講金、⑥祝儀、⑦礼金、⑧物品、⑨食料、⑩肥料代、⑪諸入用、⑫その他である。さらに、これらを大きく括り直すと、①②貸金返金関係、③④手間賃・路用関係、⑤⑦講・祝儀関係、⑧⑩諸買物関係、⑪諸入用関係となる。

入金項目は、諸入用関係の入金が多く、次いで講・祝儀関係、貸金返金関係、諸買物関係、手間賃・路用関係の順となる。諸入用関係では、年貢米や年貢金に関するものや米代金の入金が大半を占める。したがって、その記載項目も十二月が最も多い。

講・祝儀関係は、講敷金という名目での保証金や手付金の入金によ

表3 安政6年出金一覧表

項目	内訳	項目数	金額			
			金	朱換算	銀	厘換算 銭(文)
貸金関係	貸金	16(12月7回)	21兩2分2朱	346		500
	利足	5(1・7月2項目)	7兩1分2朱	118	3匁	300
	合計	21	29兩	464	3匁	300 500
給金・手間賃関係	給金	22(7月11項目)	6兩1分3朱	103	26匁5分2厘	2652 4973
	手間賃	18(12月4項目)	1兩3分3朱	31	40匁5分	4050 5638
	小使	15(12月4項目)	3分1朱	13	17匁	1700 1837
	合計	55	9兩3朱	147	84匁2厘	8402 12448
講・祝儀関係	講金	14(4・10月3項目)	26兩1朱	417	107匁3分8厘	10738 5083
	寄進	4(12月2項目)	3分1朱	13		120
	祝儀	11(2月4項目)	2兩2分3朱	43	10匁	1000 300
	礼金	6(各月1項目)	1兩2分	24	12匁	1200
	合計	35	31兩1朱	497	129匁3分8厘	12938 5503
諸買物関係	物品	66(12月18項目)	32兩2朱	514	97匁1分	9710 6547
	食料	55(2月13項目)	4兩3分2朱	78	52匁3分2厘	5232 5225
	文具	5(7月2項目)			7匁2分	720 753
	肥料代	6(5月2項目)	7兩2朱	114	29匁5分	2950 6752
	薬代	10(7月3項目)	2兩	32	5匁	500 3432
	合計	142	46兩2朱	738	191匁1分2厘	19112 22709
	諸入用関係	合計	7(12月3回)	11兩3朱	179	1匁
その他	合計	109	167兩3朱	2675	177匁7分7厘	17777 21022
出金合計		369	293兩3分	4700	586匁2分9厘	58629 72478

安政6年「出入日記帳」による。

表4 安政6年入金一覧表

項目	内訳	項目数	金額			
			金	朱換算	銀	厘換算 銭(文)
貸金返金関係	返金	1(3月)	1兩	16		
	利足	31(12月20項目)	10兩1分3朱	167	87匁	8700 3242
	合計	32	11兩1分3朱	183	87匁	8700 3242
手間賃・路用関係	手間賃	9(7・12月4項目)	1分	4	16匁4分1厘	1641 1951
	路用	2(7・12月)	3朱	3		170
	合計	11	1分3朱	7	16匁4分1厘	1641 2121
講・祝儀関係	講金	16(12月6項目)	69兩2分3朱	1115	47匁1分2厘	4712 12489
	祝儀	2(3・12月)	1分	4	4匁	400 311
	礼金	2(7・12月)			3匁	300 400
	合計	20	69兩3分3朱	1119	54匁1分2厘	5412 13200
諸買物関係	物品	12(7月5項目)	2兩1朱	33	64匁9厘	6409 755
	食料	10(2月3項目)	5兩1分2朱	86	21匁2分4厘	2124 5166
	肥料代	10(7月6項目)	1分1朱	5	37匁6分	3760 493
	合計	32	7兩3分	124	122匁9分3厘	12293 6414
諸入用関係	合計	23(12月10項目)	101兩2朱	1618	100匁9分1厘	10091 198
その他	合計	97	142兩1分1朱	2277	245匁5分3厘	24553 20313
入金合計		215	333兩	5328	626匁9分	62690 45488

安政6年「出入日記帳」による。

るものである。そのほか落金や預かり金も見られる。また、貸付返金関係は、小林家が他人に貸し付けている金の利息の入金が多い。地主としての側面が見られる。諸買物関係は、小林家が食料やさまざまな物品や干鰯などの肥料の販売に伴っての入金と思われる。手間賃・路用関係のうち、手間賃は蚊帳の釣り賃がほとんどで、路用は路用残金の入金である。

最後に出入勘定による過不足の様子やその特色を見よう。

まず、過不足については、出入金額が、金・錢換算で、それぞれ

① 出金 金三三三兩二分三朱と錢三一七文。

② 入金 金三四九兩一分三朱と錢三四八文。

となっていたため、これらを差引すると、この年は、金三五兩三分と錢三一文の余剰金が出て黒字となる。また、出入金の特色からは、貸付金に対する利息返金が見られることや給金・手間賃の様子から地主としての経営を行っていた事実を把握できる。さらに出入とも講金に関する金額が大きい。講に多くの掛け金を支出しており、その反対給付（入金）も大きかったであろう。

### おわりに

以上のように、小林家に残る日記をもとにして、居村である八王子村の年中行事、小林家の生活の様子、金銭出入勘定の様相を見てきた。中でも年中行事や生活は項目ごとに検討を行ってきたために、季節ごとの活動やそれぞれの関連がわかりにくくなっている。したがっ

て、ここでは季節ごとの小林家全体の活動を取りまとめ、さらには、事例紹介を通して見えてきた課題を提示してまとめたい。

季節ごと見てみると、正しく三月頃（春）は、年頭挨拶からはじまる村役人としての仕事、農事では山での下草刈作業、村との関連で初午祭・厄祓いなどがあった。村役人・農事・祭行事等に平均的に力を注いでいたようである。四く六月頃（夏）は茶摘み・田植え・麦刈と農作業がピークを迎える。村でも労働休みとして二日間の休日を設定しており、農事にウエイトが置かれていた。七く九月（秋）には村祭りが集中し、八月には、村の最大行事である土地割り替え作業が実施されている。この作業は、ことによっては村人の生活を左右するもので、村にとってこの時期は非常に重要な意味合いがあった。十く十二月（冬）にかけては、十月の取り入れ（稲刈り）を終えたあとは、山仕事へと農事が移る。十一く十二月の小林家は村役人としての活動がピークを迎える。すなわち、年貢上納作業を庄屋とともに行うのである。

このように、小林家の一年は、生産基盤である農事を中心に、村の年中行事、そして村役人という職務に基底された生活となっている。同時に、その合間には囲碁や飲酒・茶会・相撲見物・松茸かりなどの娯楽があった。労働と休息をバランスよくとる生活を過ごしていたのである。ただ、この生活の背景には、小林家の経営が黒字であり、安定した生活を送ることのできる基盤があったことが影響していたと思われる。

ところで、課題であるが、本稿では特定時期の日記を素材にして、一村落、一農家（上層農民）の様相を捉えただけに過ぎないというこ

とである。視点を變えて見れば、異なったものも見えてくるし、上層農民であった小林家は一般農民とも暮らしぶりは違っていたはずである。しかしながら、日記からだけでも、部分的ではあるが、近世農民世界の様子をとりえることが可能なのである。

はじめにも記したが、今日の歴史学研究であまり顧みられることになかった年中行事や農民の日常生活の様子を、民俗学・社会学で取り組まれている手法や史料などを積極的に利用することによって、さらに日常の生活を立体的に描けるものと思われる。今後、これらの史料の利用、さらには、一村落、地域社会、領主との関係も含めて研究を進めていきたい。

- (1) 高橋敏『近世村落生活文化史序説』—上野国原之郷村の研究—未  
来社、一九九〇年。
- (2) 大藤修『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館、一九九六年。同  
『近世の村と生活文化』吉川弘文館、二〇〇一年。
- (3) 木村礎編著『村落景観の史的研究』八木書店、一九八八年。同  
『村落生活の史的研究』八木書店、一九九四年。
- (4) 定兼学『近世の生活文化史』清文堂、一九九九年。
- (5) 水本邦彦『近世の農民生活—庄屋の活動と交遊関係から—』  
(『絵図と景観の近世』校倉書房、二〇〇二年)。
- (6) 大藤修『村落の生活文化—駿河国駿東郡御厨地域を場とした—』  
(『近世の村と生活文化』吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (7) 藪田貫『話しことばと古文書』(『女性史としての近世』校倉書  
房、一九九六年)。

- (8) 山本光正『幕末農民生活誌』同成社、二〇〇〇年。
- (9) 成松佐恵子『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』ミネルヴァ書  
房、二〇〇〇年。

(10) 小林家は幕末期には、八王子村の年寄であった。また、小林家は、元治元年(一八六四)から明治期にかけて、八王子村や他村との入会地であった「日永野」を請け負って新田の開発をした家でもある。慶応元年(一八六五)には、小林家が開発した新田を「小林新田」と命名することを命じられている(拙稿「10年がかりで新田開発に着手」(『発見!三重の歴史』新人物往来社、二〇〇六年)。現在、この日記帳も含め、幕末〜明治前期にかけての文書二一点が確認されている。

(11) この論考は、町民向けに執筆した八王子町の歴史民俗冊子(四日市市八王子町自治会文化教養部編『ふるさと八王子今と昔—歴史民俗文化遺産—』、二〇〇八年、以下、本の題名のみ表記する)を元に行っている。本稿では節立てを変え、註を付し、さらに金銭出入勘定の分析を行った。また、歴史民俗冊子執筆作成過程で、町民から江戸時代の農民の生活がわからないとの指摘を受けたことも執筆の動機の一つである。さらに民俗学の研究では、時間軸が曖昧となる傾向があり、歴史史料を駆使することで、その点はある程度解消できるものと思われる。

- (12) 「豊臣秀吉知行目録」(『三重県史』資料編近世1、一九九三年)には、東日野村、をひら村、そい村、高角村、八王寺村の村名が書き記されている。
- (13) 「桑名領在々知行目録」(『三重県史』資料編近世1、一九九三

年)。

(14) 「伊勢国飛地と陣屋役人」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

(15) 「八王子村村誌」四日市市四郷地区市民センター保管。今回は『ふるさと八王子今と昔』掲載分を利用した。

(16) 豊田氏が大庄屋としての職務を遂行していたことが確認できるのは、安永九年(一七八〇)の東富田村の漁師たちが浜之洲屋敷への引越を願った書類で、その中には「大庄屋 豊田三郎右衛門様」

(『四日市市史』第九卷四四二頁)とある。その後、この人物は天明四年(一七八四)七月から寛政二年(一七九〇)七月まで桑名藩の代官に抜擢された。また、寛政五年から豊田嘉十郎が何年か代官を務めている。そして、天保十三年(一八四二)に八王子村が幕領となる直前の五月、豊田三郎右衛門は、中野村(現四日市市)の天春九郎右衛門とともに忍藩の飛地(三重・朝明・員弁郡)の代官を仰せ付けられた(『三重県史』資料編近世2)。その後、幕領期の弘化三年(一八四六)には、八王子村庄屋豊田嘉十郎は、八王子村の庄屋だったが、信楽代官からは「村々取締方」も仰せ付けられている。

(17) 「幕領から忍藩領へ支配替え時の御用向留帳」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。なお、この御用所は、嘉永七年(一八五四)大矢知陣屋が支配拠点となったことでその役目を終えた。

(18) 徳川林政史研究所所蔵「八王子村村指出し帳」。今回は、『ふるさと八王子今と昔』掲載分を利用した。

(19) この史料は、「安政六年出入日記帳」(『ふるさと八王子今と昔』所収)として一部翻刻されている。本稿では、再度原本に当たっ

て検討を行う。

(20) 天気は、日々の生活、とりわけ農事に必要な情報であり、これらの蓄積したものを毎年利用したものとと思われる。大藤修氏は「農耕の営みは天候に左右されるため、農民たちはことのほか気象に敏感であった。文字が農民の間にも浸透した近世には農民の手になる日記も多く生まれているが、それには天候について恒常的に記録されているのが通例である」(「村落の生活文化」『近世の村と生活文化』吉川弘文館、二〇〇一年)としている。天候の情報を書き記すのは小林家だけの特色ではなく、広く行われていたのである。

(21) 註(9) 成松前掲書。

(22) 古川貞雄『増補村の遊び日』農村漁村文化協会、二〇〇三年。

(23) 拙稿「江戸時代の休日はどうぐらいあった?」(『発見!三重の歴史』新人物往来社、二〇〇六年)。

(24) 註(22) 古川前掲書でも同様な事例が紹介されている。

(25) 八王子村の行事ではないが、二月二十三日と二十六日には他村から獅子舞が来ている。

(26) 『三重県史』資料編近世4下第三節流行病節解説。

(27) 株地制度については、加藤政次郎『伊勢の株地制度考』(一九三六年)。井上正秀『近世桑名領内の地割制度』(『ふびと』第二二一号、一九六四年)、同「株地制度の消滅過程」(『ふびと』第二二二号、一九六四年)がある。

(28) 「安政六年出入日記帳」「明治二年出入日記帳」。明治六年の日記帳には株地に関する記述が見られないことから、地租改正事業との関連で消滅していったものと推測される。

- (29) 小林家文書「安政六年出入日記帳」。
- (30) 小林家文書「明治二年出入日記帳」。
- (31) ただ、この作業がどれぐらいの間隔で実施されていたのか、また、どのような方法で実施されていたのかなど、その詳細は不明である。
- (32) 八王子村の南を西から東へと流れる天白川(笹の川)は、しばしば氾濫源となった。慶安三年(一六五〇)の大水害のほかに、安永二年(一七七三)、享和二年(一八〇二)にも川の氾濫による被害があった(「天白川の氾濫と災害」『ふるさと八王子今と昔』所収)。
- (33) 小林家の常時の奉公人は二人、農繁期には多数の日雇い人を雇って農作業を行っている。
- (34) 小林家の幕末期の所持地がどれぐらいであったのかは不明であるが、日記帳には、「野畑」「枝谷」「小矢場」「奥畑」「向山」「井戸下」と呼ばれた小字がしばしば登場する。これらの小字の場所から推測すると、それらは田畑・藪・山となる。ただし、藪・山については、所持地ではなく、この場所へ立ち入る権利を有していたという可能性もある。その点については課題としたい。
- (35) 毎月定期的に実施されていることから、この場合は仏典を講義するような法会であったと思われる。
- (36) こちらの講は、講金の掛け金の記事がしばしば散見され、金融と関連しての講組織であったと思われる。
- (37) 文化教養人とはどのような人物を指すのか非常に難しいが、ここでは、敬称に注目し、「先生」「様」とある人物を中心に取り上げる。

- (38) 「東嶺様」については、四日市に居住していたことがわかるが、その他の人物については不明である。
- (39) 松石は、『三重本草』五〇巻、『三重県博物誌』六巻など多くの本草学に関する研究書を著すとともに、地誌や郷土史についても造詣が深く、明治期には県や国の委託を受けて墳墓の調査などを行った人物であった(『四日市市史』第十七巻通史編近世、一九九九年)。
- (40) なお、「出入日記帳」に記載されている金銭単位は、この地域の特色もあり、金・銀・銭の三種類あり、それらが入り交じり合っている。
- (41) 金・銀・銭の換算基準は、奉公人の給金(「おとせ十七人分六十四文ツツ日よ」七月十三日条)、講金勘定(「金九両貳朱、札拾貳両壹分貳朱、錢五貫文、此金廿貳両壹分ト壹分壹り」十一月二日条)、利息金勘定(「六両壹分、此分札三両五匁、錢拾貫四十八文、右差引ニ而受取」十一月二十日条)などを平均化したもので、金一朱 $\parallel$ 銀四一〇厘 $\parallel$ 錢四一〇文となる。ただし、この時期、開国に伴って貨幣相場の変動が激しく、この換算比率はかなり大雑把な数値であることを断っておく。
- (42) この中で、① $\sim$ ⑮は、項目にそれらの文言が使用されている場合を中心に、物品など品物と明かなものをそれぞれの項目に入れた。だが、ここで問題となるのが、その他の項目である。それに関しては、① $\sim$ ⑮項目に該当しないものや「室山小左衛門へ」「幸吉へ」(十二月十六条)などどのような名目で出金されたのか使途が不明なものを入れた。
- (43) 多くの来客があり、文具等文化教養に関する費用の特色が見られる。

るかとは思ったが、この日記帳からは残念ながら明確な特色は見られなかった。

(44) 一例として、西日野村勘蔵の八月二十〇三十一日の給金は一分であった(九月二十二日条)、また、おとせへ支払った一七人分の日用は六四文づつ(七月十三日条)とあり、参考になる。

(45) 安政六年分は黒字経営であったが、他の年がどのような収支であったのかは、その年々の帳簿の分析が必要であり、即断できない。それらについては後日に期したい。

(46) 「天気」「食料」「出かけ先」「雇用形態」など、さまざまな項目が考えられる。

(47) いわゆる私文書と呼ばれるもので、その中には、祝儀帳や香典帳など民俗的な関係の史料も含まれる。

(付記) この論考を作成するにあたり、史料所蔵者である小林良隆氏には、閲覧や聞き取り、さらには史料の掲載等格別の御協力をいただいた。記して御礼にかえたい。

(ふじたに あきら 三重県史編さんグループ)